

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 25 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 5 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項及び第 2 項（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：